



熊本県公報

第 1 2 4 7 9 号

平成 27 年 12 月 15 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 指定居宅介護支援事業の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 漁船保険義務加入区の指定…………… (団体支援課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の辞退…………… (障がい者支援課) 4
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 4
- 換地計画の決定…………… (//) 4
- 換地計画の決定…………… (//) 5
- 換地計画の決定…………… (//) 5
- 換地計画の決定…………… (//) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 5
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (//) 6
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (//) 6
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (//) 7
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (//) 7
- 土地改良区定款変更の認可…………… (//) 7
- 土地改良区定款変更の認可…………… (//) 7
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (//) 7
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (//) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・農業振興課) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 9
- 熊本県廃棄物処理計画検討委員会の開催…………… (廃棄物処理計画検討委員会) 9
- 熊本県リサイクル製品等認証制度に関する検討委員会の開催…………… (リサイクル製品等認証制度に関する検討委員会) 9
- 平成 27 年度第 1 回熊本県保健医療推進協議会の開催…………… (保健医療推進協議会) 10

告 示

熊本県告示第 1094 号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)附則第 20 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 48 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 27 年 12 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人社団孔和会 天草市久玉町 5 7 1 6 番地の 5	多機能ハウス あかね苑 天草市久玉町 5 7 1 6 番地 9	4 3 1 1 0 0 2 7 4	平成 27 年 12 月 4 日	小規模多機能型居宅介護

熊本県告示第 1095 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 30 条

の2の規定により告示する。
平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字宇土2687番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇土2687番1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1096号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社トモロ一企画	愛愛やっちろ居宅介護支援事業所	八代市上野町3702番地1	平成27年12月4日	居宅介護支援

熊本県告示第1097号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。)第112条第4項の規定により、同条第1項の規定による加入区の指定(昭和36年3月28日熊本県告示第161号)を次のとおり変更する。
平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区名	区域名
荒尾	荒尾市牛水を除く荒尾市一円。
熊本北部	荒尾市牛水及び玉名郡長洲町一円。
岱明	玉名市岱明町一円。
滑石	玉名市滑石及び小浜一円。
大浜	玉名市大浜一円。
横島	玉名市横島町及び天水町一円。
河内	熊本市西区河内町一円。
松尾	熊本市西区松尾町一円。
小島	熊本市西区小島及び小島下町一円。
沖新	熊本市西区沖新町一円。
畠口	熊本市南区畠口町一円。
海路口	熊本市南区海路口町一円。
川口	熊本市南区川口町一円。
住吉	宇土市住吉町、城塚町、笹原町、新開町、走潟町及び網津町一円。
網田	宇土市赤瀬町、戸口町、上網田町、下網田町及び長浜町一円。
三角	宇城市三角町一円。
不知火町	宇城市不知火町一円。
松橋町豊川	宇城市松橋町一円。
小川町河江	宇城市小川町河江一円。

竜北町	八代郡氷川町網道、大野、鹿島、鹿野、河原、島地、新田、高塚、野津、吉本及び若洲一円。
鏡町	八代市鏡町一円。
千丁	八代市千丁町一円。
昭和	八代市昭和日進町、昭和明徴町及び昭和同仁町一円。
八代	八代市泉町、東陽町、鏡町、坂本町、千丁町、昭和地区、日奈久地区及び二見地区一円を除く、八代市一円。
日奈久	八代市日奈久地区一円。
二見	八代市二見地区一円。
芦北町	葦北郡芦北町一円。
津奈木	葦北郡津奈木町一円。
水俣市	水俣市一円。
有明町	天草市有明町大浦、須子、赤崎、上津浦及び下津浦一円。
島子	天草市有明町大島子及び小島子一円。
樋島	上天草市龍ヶ岳町樋島一円。
大道	上天草市龍ヶ岳町大道一円。
宮田	天草市倉岳町宮田一円。
棚底	天草市倉岳町棚底一円。
栖本	天草市栖本町一円。
嵐口	天草市御所浦町嵐口地区一円。
中	上天草市大矢野町中一円。
維和	上天草市大矢野町維和一円。
登立	上天草市大矢野町登立一円。
上	上天草市大矢野町上一円。
湯島	上天草市大矢野町湯島一円。
松島	上天草市松島町及び天草市有明町楠甫一円。
姫戸	上天草市姫戸町一円。
高戸	上天草市龍ヶ岳町高戸一円
御所浦	天草市御所浦町嵐口地区を除く、天草市御所浦町一円。
本渡市	天草市本渡町、東町、楠浦町、下浦町、志柿町、瀬戸町及び亀場町一円。
佐伊津	天草市旭町及び佐伊津町一円。
新和町	天草市新和町一円。
五和町	天草市五和町一円。
芥北町	天草市芥北町一円。
天草町	天草市天草町一円。
崎津	天草市河浦町崎津、今富、今田、河浦、白木河内及び久留一円。
宮野河内	天草市河浦町宮野河内一円。
牛深町	天草市牛深町一円。
魚貫町	天草市魚貫町一円。
深海	天草市深海町一円。
久玉	天草市久玉町一円。

熊本県告示第1098号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字三ノ川2334番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1099号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
 平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの種類
有限会社ライフケア 玉名市中751番地4	住宅型有料老人ホーム ライフケア六田 玉名市中751番地4	431100256	平成27年12月7日	有料老人ホーム

熊本県告示第1100号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により公示する。
 平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	辞退年月日
有限会社すみれ薬局 菊池郡大津町室107番地4	平成27年8月1日

公 告

熊本県公告第821号

県営南関東地区（堂出換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
 利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
 平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成27年12月16日から平成28年1月20日まで
- 2 縦覧の場所 南関町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第822号

県営菊池東部2期地区（麦迫換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
 利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
 平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成27年12月16日から
平成28年1月20日まで
- 2 縦覧の場所 菊池市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第823号

県営菊池東部2期地区（中原換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成27年12月16日から
平成28年1月20日まで
- 2 縦覧の場所 菊池市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第824号

県営和水西部地区（大平・矢部谷換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成27年12月16日から
平成28年1月20日まで
- 2 縦覧の場所 和水町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第825号

県営和水西部地区（竹本換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成27年12月16日から
平成28年1月20日まで
- 2 縦覧の場所 和水町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第826号

球磨郡多良木町に事務所を置く百太郎溝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	松岡 忠治	球磨郡多良木町大字多良木28番地2
理事	永田 一俊	球磨郡多良木町大字多良木3703番地
理事	本田 茂	球磨郡多良木町大字多良木3278番地
理事	尾崎 雅夫	球磨郡あさぎり町岡原北371番地
理事	矢野 幸彦	球磨郡あさぎり町免田東3791番地
理事	岡村 文明	球磨郡あさぎり町免田東94番地
理事	廣瀬 孝喜	球磨郡あさぎり町免田西2272番地
理事	皆越 恒春	球磨郡あさぎり町免田西3137番地
理事	下原 吉雄	球磨郡あさぎり町須恵6778番地
理事	村崎 和男	球磨郡あさぎり町深田東2394番地
理事	福田 清一	球磨郡あさぎり町上北847番地
理事	谷山 洋	球磨郡錦町大字木上南1163番地2
監事	川野 岩己	球磨郡あさぎり町免田東1353番地
監事	深水 吉人	球磨郡多良木町大字多良木4901番地1
監事	池田 秀晴	球磨郡錦町大字木上南891番地
就任		
理事	松岡 忠治	球磨郡多良木町大字多良木28番地2
理事	本田 茂	球磨郡多良木町大字多良木3278番地
理事	深水 吉人	球磨郡多良木町大字多良木4901番地1
理事	橋本 正照	球磨郡あさぎり町岡原北1578番地
理事	矢野 幸彦	球磨郡あさぎり町免田東3791番地
理事	岡村 文明	球磨郡あさぎり町免田東94番地
理事	廣瀬 孝喜	球磨郡あさぎり町免田西2272番地
理事	皆越 恒春	球磨郡あさぎり町免田西3137番地
理事	北川 省二	球磨郡あさぎり町須恵918番地
理事	板橋 克己	球磨郡あさぎり町深田東602番地
理事	福田 清一	球磨郡あさぎり町上北847番地
理事	池田 秀晴	球磨郡錦町大字木上南891番地
監事	永田 一俊	球磨郡多良木町大字多良木3703番地
監事	川野 岩己	球磨郡あさぎり町免田東1353番地
監事	檜山 保	球磨郡あさぎり町深田西722番地

熊本県公告第827号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営芦水地区（湯治工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営芦水地区（湯治工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年12月16日から平成28年1月20日まで
- 縦覧場所
芦北町役場

熊本県公告第828号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営芦水地区

区（上下門工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成27年12月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営芦水地区（上下門工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年12月16日から平成28年1月20日まで
- 3 縦覧場所
津奈木町役場

熊本県公告第829号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営芦水地区（南袋工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成27年12月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営芦水地区（南袋工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年12月16日から平成28年1月20日まで
- 3 縦覧場所
水俣市役所

熊本県公告第830号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営芦水地区（古石工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成27年12月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営芦水地区（古石工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年12月16日から平成28年1月20日まで
- 3 縦覧場所
芦北町役場

熊本県公告第831号

八代市に事務所を置く八の字土地改良区理事長中村博生から平成27年11月11日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年12月7日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成27年12月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第832号

菊池市に事務所を置く菊池市土地改良区理事長江頭実から平成27年10月26日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年12月7日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成27年12月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第833号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営芦水地区（湯治山工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15

日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営芦水地区（湯治山工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年12月16日から平成28年1月20日まで
- 3 縦覧場所
芦北町役場

熊本県公告第834号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営芦水地区（仁王木工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営芦水地区（仁王木工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年12月16日から平成28年1月20日まで
- 3 縦覧場所
水俣市役所

熊本県公告第835号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字松ノ本1665番15
466.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市御代志1665番地74
青木 徹

熊本県公告第836号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
河野 宏紀	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字久保1392番1ほか4筆
有限会社TATEISHI	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町鹿島字上ノ割1290番1ほか1筆
錦戸 俊春	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町都呂々字小松川内1859番1ほか8筆
有限会社アラキファーム	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町坂瀬川字花園1040番5ほか2筆
大仁田 繁利	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町富岡字轟式番割3365番3ほか1筆
山崎 富男	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字塩屋ノ上765番3
戸北 優	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町富岡字轟三番割3409

		番 2
坂西 庄三	天草郡苓北町坂瀬川	天草郡苓北町坂瀬川字草場519番ほか1筆
立石 剛啓	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町都呂々字葛籠河内102番

2 認可年月日
平成27年12月8日

熊本県公告第837号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山田 幸一	八代市郡築一番町	八代市南平和町60番ほか1筆
眞田 一廣	上益城郡山都町三ヶ	上益城郡御船町大字御船字白岩88番1ほか2筆

2 認可年月日
平成27年12月8日

登録依頼

熊本県環境審議会公告第8号

第3回熊本県廃棄物処理計画検討委員会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成27年12月15日

熊本県環境審議会熊本県廃棄物処理計画検討委員会委員長 篠原 亮太

- 開催日時
平成27年12月25日（金）午前10時から正午まで（予定）
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ3階 たい樹
- 議題
(1) 熊本県廃棄物処理計画素案について
(2) その他
- 傍聴者の定員
5人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、会場にて午前9時30分から先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県廃棄物処理計画検討委員会事務局（熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課）
（電話 096-333-2277）

熊本県リサイクル製品等認証制度に関する検討委員会公告第2号

第2回熊本県リサイクル製品等認証制度に関する検討委員会を次のとおり開催します。

平成27年12月15日

熊本県リサイクル製品等認証制度に関する検討委員会 会長 石橋 康弘

- 開催日時
平成27年12月22日（火）午後2時から午後5時まで
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 2階 「ひばり」
- 傍聴者の定員

- 10名
- 4 検討内容
熊本県リサイクル製品等認証制度等について
- 5 傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、会議開始予定時刻の30分前までに集合する。
(2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は抽選を行います。
(3) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課
電話096-333-2278

熊本県保健医療推進協議会公告第1号

平成27年度第1回熊本県保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成27年12月15日

熊本県保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成27年12月24日（木） 午後3時から
- 2 場所
熊本県庁行政棟新館2階201会議室
- 3 議題
(1) 第6次熊本県保健医療計画の取組状況等について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課内）
（電話096-333-2193）